

第2期山梨市成年後見制度利用促進基本計画（概要版）

1. 計画の策定意義

成年後見制度は、認知症や障がいなどによって、物事を判断する能力が十分でない方について、家庭裁判所に申し立てを行い、本人にとって最適な「成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）」を選び、成年後見人等が財産を管理したり、身の回りの世話のために介護等の福祉サービスや施設への入所に関する契約を結ぶなど、法律的な支援を提供する制度です。

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第13条第1項において、市町村は国の基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画を定めることとされています。

山梨市では、地域共生社会の実現に向け、尊厳ある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようになることを目指して、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、本計画を策定しました。

2. 対象期間

令和7年度から令和11年度

3. 山梨市の成年後見制度の課題と対応策

①相談支援機能の強化

権利擁護に関する相談は年々増加傾向にあり、市長申立のケースを中心に、高齢者虐待や障害者虐待など複合的な問題を抱える困難ケースも目立ちます。複雑な権利擁護課題を抱えたケースもあり、相談支援体制の強化が必要です。また、困難ケースの対応について、必要に応じてケース会議に専門職も参加するなど「事例検討部会」との連携をこれまで以上に強化します。

②成年後見制度のニーズを満たす受皿の確保

成年後見制度に関するニーズは年々高まっており、専門職後見人の受け皿に対して制度を必要とする市民が増えています。増え続けるニーズを満たすため、後見制度を市民が担う市民後見人の養成は急務であり、実務研修等の人材育成の仕組みを早急に整備する必要があります。また、市民後見人の育成については、市民後見人に対して後見監督人や複数後見などの選任を含めた後見人になった後の継続的なフォローアップ支援体制の検討も行い、フォローアップ体制を強化することで多様な人材が市民後見人として活躍できる環境整備を行います。

③制度等の周知の更なる推進

住民の成年後見制度に関して、制度の内容を知っていると答えた人は全体の 25%程度に留まっています。権利擁護を学ぶ研修会や市民への出前講座等を継続し、制度の認知度向上を目指させ、市内専門職や市民の後見制度に関する理解を深め、積極的に活用されるよう努める必要があります。

4. 第2期山梨市成年後見制度利用促進基本計画で総合的かつ計画的に講ずべき施策

- (1) 利用者がメリットを実感できる制度の運用
 - ①適切な後見人等の選任のための体制の整備
 - ②市民後見人の養成・支援
 - ③日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行
 - ④任意後見契約・親族申立ての推進
- (2) 地域連携ネットワークづくり
 - ①地域連携ネットワークの整備に向けた取り組みの推進
 - ②地域における「協議会」等の体制づくり
 - ③中核機関の設置・運営
- (3) 成年後見人利用に係る財政的支援等

○成果・活動指標

		現状 (R5)	目標 (R11)
(1) 利用者がメリットを実感できる制度の運用	事例検討件数	9 件	10 件
	市長申立件数	7 件	15 件
	市民後見人バンク登録者数	0 人	15 人
(2) 地域連携ネットワークづくり	成年後見制度関係広報誌掲載回数	6 回	6 回
	勉強会等の開催回数（出前講座等）	2 回	3 回
	成年後見制度の認知割合	内容 28.9% 名称 47.1%	内容 33.5% 名称 52.0%
	中核機関での相談件数	124 件	150 件
(3) 成年後見人利用に係る財政的支援等	報酬助成件数	8 件	15 件

5. 進行管理

本市が要綱で設置する「山梨市成年後見支援センター運営協議会」で本計画に記載された事項の進行管理を行います。

各取組の活動指標を評価指標として位置づけ、計画（Plan）・実行（Do）・評価（Check）・改善（Act）のPDCAサイクルに基づき進捗状況についての点検・評価を行います。